

鴨川市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

#### 鴨川市規則第11号

鴨川市財務規則の一部を改正する規則

鴨川市財務規則（平成17年鴨川市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号中「鴨川市行政組織規則（平成18年鴨川市規則第20号）第5条第1項」を「鴨川市行政組織条例（平成17年鴨川市条例第12号）第2条」に改め、「、清掃センター所長」を削り、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第3項第1号中「企画総務部長」を「財政課長」に改め、同項第2号中「企画総務部長」を「財政課長」に、「次のア又はイに掲げる事務の区分に応じ、当該ア又はイに定める者」を「当該事務を所管する各課等の長」に改め、同号ア及びイを削り、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

第4条の見出し中「企画総務部長」を「財政課長」に改め、同条中「を経て企画総務部長」を削る。

第6条中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第7条第1項中「を経て企画総務部長」を削る。

第8条第1項中「企画総務部長」を「財政課長」に、「財政課長をしてこれを審査させ」を「これを審査し」に改める。

第9条及び第12条中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第13条第1項中「を経て企画総務部長」を削り、同条第2項中「企画総務部長」を「財政課長」に、「財政課長をしてこれを整理させ」を「これを整理し」に改め、同条第3項及び第4項中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第15条第1項及び第2項中「を経て企画総務部長」を削る。

第16条中「企画総務部長」を「財政課長」に改め、「財政課長をして」を削る。

第17条第2項中「を経て企画総務部長」を削り、同条第3項中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第19条第1項中「を経て企画総務部長」を削り、同条第2項中「企画総務部長」を「財政課長」に、「財政課長をして審査させ」を「審査し」に改める。

第20条第1項中「を経て企画総務部長」を削り、同条第2項中「企画総務部長」を「財政課長」に、「受け、会計管理者に通知しなければ」を「受けなければ」に改め、同条第3項中「企画総務部長」を「財政課長」に改め、「財政課長をして」を削り、「調製させなければ」を「調製しなければ」に改める。

第21条第1項中「を経て企画総務部長」を削り、同条第2項中「企画総務部長」を「財政課長」に、「財政課長をしてこれを整理させ」を「これを整理し」に改める。

第22条第1項中「繰越明許費繰越申請書」を「繰越明許費設定（変更）申請書」に改め、「を経て企画総務部長」を削る。

第23条第1項中「を経て企画総務部長」を削る。

第 24 条中「企画総務部長」を「財政課長」に改め、「財政課長をして」を削り、「整理させなければ」を「整理しなければ」に改める。

第 31 条第 1 項中「企画総務部長」を「財政課長」に改め、同条第 2 項中「企画総務部長」を「財政課長」に改め、「財政課長をして」を削り、「通知させなければ」を「通知しなければ」に改める。

第 50 条第 1 項中「部長等」を「各課等の長」に改め、同条第 2 項中「部長等」を「各課等の長」に改め、「及び企画総務部長」を削り、同条第 3 項中「部長等」を「各課等の長」に、「整理しようとするときは、当該不納欠損金として整理するものとする」を「整理すべきものについては、不納欠損票により関係帳簿を整理しなければならない」に改め、同条第 4 項を削る。

第 93 条第 2 項、第 94 条第 1 項及び第 95 条中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第 96 条中「企画総務部長を経て」を削る。

第 97 条第 1 項中「企画総務部長」を「財政課長」に改め、同条第 2 項中「企画総務部長」を「財政課長」に改め、「財政課長をして」を削り、「作成させ」を「作成し」に改め、同条第 3 項中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第 98 条第 3 項及び第 4 項中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第 99 条、第 102 条第 3 項、第 107 条第 2 項及び第 4 項、第 108 条第 1 項、第 109 条第 1 項及び第 2 項並びに第 110 条中「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

第 112 条第 1 項中「管財契約課長及び企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第 115 条第 2 項中「1 万円以内」を「1 万円以内の」に改める。

第 121 条第 1 項第 1 号中「50 万未満」を「50 万円未満」に改める。

第 133 条第 4 項中「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

第 137 条第 2 項中「管財契約課長及び企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第 158 条第 1 項中「の年度」を「年度」に改める。

第 168 条第 1 項及び第 2 項中「企画総務部長」を「財政課長」に改め、同条第 3 項中「企画総務部長」を「財政課長」に改め、「財政課長をして」削る。

第 172 条第 1 項中「管財契約課長」を「財政課長」に、「行い、企画総務部長が統括する」を「行う」に改め、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「部長等」を「各課等の長」に改め、同項第 3 号中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第 173 条及び第 174 条中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第 176 条第 1 項中「企画総務部長」を「財政課長」に改め、「管財契約課長をして」を削り、「調製させ」を「調製し」に改める。

第 179 条第 1 項中「企画総務部長」を「財政課長」に改め、「管財契約課長をして」を削り、「評価させなければ」を「評価しなければ」に改める。

第 180 条第 1 項中「部長等」を「各課等の長」に、「管財契約課長及び企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第 181 条第 1 項中「管財契約課長及び企画総務部長」を「財政課長」に改め、同条第 2 項中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第 184 条第 1 項中「管財契約課長」を「財政課長」に改め、同条第 2 項中「管財契約課

長」を「財政課長」に改め、「企画総務部長を経て」を削り、同条第3項中「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

第186条及び第187条第1項中「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

第188条第1項中「管財契約課長」を「財政課長」に改め、「企画総務部長を経て」を削り、同条第2項中「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

第189条第1項中「管財契約課長」を「財政課長」に改め、「企画総務部長を経て」を削る。

第192条第1項中「管財契約課長」を「財政課長」に改め、「企画総務部長を経て」を削る。

第193条中「企画総務部長」を「財政課長」に、「管財契約課長をして財産台帳を整理させる」を「財産台帳を整理する」に改める。

第198条第1項及び第2項、第202条並びに第203条中「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

第204条第1項中「管財契約課長」を「財政課長」に改め、「企画総務部長を経て」を削り、同条第2項及び第3項中「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

第207条中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第209条中「管財契約課長を経て」を削る。

第219条及び第220条中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第222条第1項中「、部長等」を削る。

第223条第1項中「各課等の長を経て」を削る。

第224条第1項中「部長等」を「各課等の長」に、「管財契約課長及び企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第231条第1項中「管財契約課長及び企画総務部長」を「財政課長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第17条、第51条、第76条関係）

財務事務専決処理区分

1 歳入

(単位：万円)

区分	収入の調定・支出命令・納入の通知	
	副市長	各課等の長
市税	1,000以上	1,000未満
地方譲与税		全額
利子割交付金		全額
配当割交付金		全額
株式等譲渡所得割交付金		全額
法人事業税交付金		全額
地方消費税交付金		全額
ゴルフ場利用税交付金		全額
環境性能割交付金		全額
自動車取得税交付金		全額

地方特例交付金		全額
地方交付税		全額
交通安全対策特別交付金	1,000 以上	1,000 未満
分担金及び負担金	1,000 以上	1,000 未満
使用料及び手数料	1,000 以上	1,000 未満
国庫支出金	1,000 以上	1,000 未満
県支出金	1,000 以上	1,000 未満
財産収入	1,000 以上	1,000 未満
寄附金	1,000 以上	1,000 未満
繰入金	1,000 以上	1,000 未満
繰越金		全額
諸収入	1,000 以上	1,000 未満
市債	1,000 以上	1,000 未満
過誤納還付金	1,000 以上	1,000 未満

2 歳出

(単位：万円)

節区分	支出負担行為及び支出命令		
	副市長	財政課長	各課等の長
報酬			全額
給料			全額
職員手当等			全額
共済費			全額
災害補償費			全額
恩給及び退職年金			全額
報償費	1,000 未満	500 未満	10 以内
旅費		全額	
交際費	100 未満	50 未満	
需用費（食糧費）	100 未満	50 未満	5 以内
需用費（食糧費以外）	1,000 未満	500 未満	5 以内
役務費	1,000 未満	500 未満	10 以内
委託料	1,000 未満	500 未満	10 以内
使用料及び賃借料	1,000 未満	500 未満	10 以内
工事請負費	1,000 未満	500 未満	10 以内
原材料費	1,000 未満	500 未満	5 以内
公有財産購入費	1,000 未満	500 未満	10 以内
備品購入費	1,000 未満	500 未満	5 以内
負担金、補助及び交付金	1,000 未満	500 未満	10 以内
扶助費		全額（民生費除く。）	民生費全額

貸付金	1,000 未満	500 未満	30 以内
補償、補填及び賠償金	1,000 未満	500 未満	10 以内
償還金、利子及び割引料		30 以上	30 未満
投資及び出資金	1,000 未満	500 未満	10 以内
積立金	1,000 未満	500 未満	30 以内
寄附金	100 未満	50 未満	
公課費	1,000 未満	500 未満	30 以内
繰出金	1,000 未満	500 未満	30 以内
流用	100 未満	50 未満	
予備費の充用	100 未満	50 未満	

備考

- 1 教育委員会事務局に係る財務に関する事務のうち、副市長以上の決裁を受けるものにあつては、教育長に合議しなければならない。
- 2 支出負担行為を変更しようとする場合の専決区分は、変更前の金額又は変更後の金額のいずれか多い方の金額による。
- 3 資金前渡若しくは概算払に係る精算又は戻入をする場合の専決区分は、当該精算額又は戻入額による。
- 4 職員給与費については、この表における専決区分にかかわらず、総務課長が専決するものとする。
- 5 電気、ガス、上水道等の供給を受ける契約に基づき支払をする経費のうち財政課長が指定するものに係る施行令第 160 条の 2 第 2 号に規定する命令については、この表における専決区分にかかわらず、財政課長が専決するものとする。
- 6 歳入歳出外現金及び基金内の現金等の会計処理については、この表における専決区分にかかわらず、その事務を所管する各課等の長が専決処理する。
- 7 流用における専決区分は、節内における細節の流用は含まない。

別表第 2 支出負担行為の整理区分表 14 賠償償還及び払い戻し金の類の項中「払い戻し金」を「払戻金」に改め、同表備考第 1 項(1)中「災害派遣手当」の次に「、地域手当」を加え、同表備考第 1 項中「(7)」を「(4)」に、「(15)」を「(5)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
(鴨川市証紙条例施行規則の一部改正)
- 2 鴨川市証紙条例施行規則(平成 17 年鴨川市規則第 55 号)の一部を次のように改正する。  
第 8 条中「第 2 条第 5 号」を「第 2 条第 4 号」に改める。